

株 主 各 位

広島県安芸郡府中町新地3番1号
マ ッ ダ 株 式 会 社
代表取締役社長 ルイス・ブース

第137回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第137回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示、ご押印のうえ、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成15年6月24日（火曜日） 午前10時
2. 場 所 広島県安芸郡府中町新地3番1号 当社本店講堂
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
報告事項 第137期（平成14年4月1日から平成15年3月31日まで）
営業報告書、貸借対照表及び損益計算書報告の件
決議事項
第1号議案 第137期利益処分案承認の件
第2号議案 定款一部変更の件
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」
2頁に記載のとおりであります。
第3号議案 株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権
を発行する件（ストックオプション付与の件）
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」
2頁から4頁に記載のとおりであります。
第4号議案 自己株式買受の件
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」
4頁に記載のとおりであります。
第5号議案 取締役5名選任の件
第6号議案 退任取締役に退職慰労金贈呈の件

1. 招集通知に添付すべき計算書類及び監査報告書謄本は、別添の「第137期報告書」のとおりであります。
2. 議案の内容・要領等につきましては、後記の「議決権の行使についての参考書類」をご参照ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数

1,214,572個

2. 議案及び参考事項

第1号議案 第137期利益処分案承認の件

本議案につきましては、別添の「第137期報告書」17頁記載のとおりであります。

当期末の株主配当金につきましては、安定的な配当の実現に努め、1株につき2円とさせていただきたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

定款変更の理由及び内容

「商法等の一部を改正する法律」(平成14年法律第44号)が平成15年4月1日に施行され、株券失効制度が創設されたことに伴い、現行定款第8条につき、所要の変更を行うものであります。

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(名義書換代理人) 第8条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。 2. 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取りその他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせる。	(名義書換代理人) 第8条 (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取りその他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせる。

第3号議案 株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件(ストックオプション付与の件)

商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、以下の要領により、特定の当社取締役、執行役員、使用人及び連結対象会社(当社子会社)取締役に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することについてご承認をお願いするものであります。

1. 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

特定の当社取締役、執行役員、使用人及び連結対象会社取締役に新株予約権を付与することで、業績に対する意欲や士気を高め、継続的な経営改革を展開することにより、当社企業価値の向上を図るもの。

2. 新株予約権発行の要領

(1)新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式2,100,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。但し、この調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(2)発行する新株予約権の総数

2,100個を上限とする。(新株予約権1個につき普通株式1,000株。但し、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、上記(1)と同様の調整を行う。)

(3)新株予約権の発行価額

無償とする。

(4)新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額

1株当たりの払込価額は、新株予約権発行の日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。但し、当該金額が、新株予約権の申込日における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く。)するときは、次の算式により払込価額を調整するものとし、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

(5)新株予約権の権利行使期間

平成17年7月1日から平成20年6月30日まで

(6)新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権を付与された者(以下「新株予約権者」という。)は、その地位を喪失した場合(取締役・執行役員の退任、使用人の定年退職・会社都合退職など。)においても、権利を行使することができる。但し、使用人が自己都合により退職した場合は、この限りでない。
- ②新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による本件新株予約権の相続を認める。但し、⑤に規定する契約に定める条件による。
- ③新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
- ④新株予約権行使申込日の前取引日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値が400円以上であることを要する。
- ⑤その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づいて、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるところによる。

(7)新株予約権の消却事由及び消却条件

- ①当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権については無償で消却することができる。
- ②新株予約権者が権利行使をする前に、(6)①及び⑤に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合は、当該新株予約権については無償で消却することができる。

(8)新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

第4号議案 自己株式買受の件

商法第210条の規定に基づき、次期定時株主総会終結の時までに、当社普通株式2,100,000株、取得価額の総額8億円を限度として取得することといたしたいと存じます。

第5号議案 取締役5名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役 井巻久一、藤原睦躬、荷堂 啓の3氏が任期満了となり、また、平成14年11月30日付をもって取締役 ロバート・エル・シャンクス、平成15年4月30日付をもって取締役 デービッド・ジー・トーマスの2氏が辞任されましたので、新たに取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴及び他の会社の代表状況	1. 所有する当社の株式の数 2. 当社との特別の利害関係
1	い まき ひさ かず 井 卷 久 一 昭和17年12月5日生	昭和40年4月 当社入社 平成4年2月 当社技術本部副本部長 平成5年6月 当社取締役 平成5年6月 当社技術本部長 平成8年6月 当社本社工場長 平成9年6月 当社常務取締役 平成11年6月 当社専務取締役 平成14年3月 当社代表取締役副社長 平成14年6月 当社代表取締役副社長執行役員 現在に至る	1. 31,000株 2. な し
2	ふじ わら むつ み 藤 原 睦 躬 昭和17年3月13日生	昭和39年4月 当社入社 平成5年3月 当社第6営業本部副本部長 平成5年6月 当社取締役 平成5年6月 当社購買本部副本部長 平成7年6月 当社購買本部長 平成9年6月 当社常務取締役 平成11年6月 当社専務取締役 平成14年6月 当社取締役専務執行役員 現在に至る	1. 22,000株 2. な し
3	* ギデオン・ ウォルサーズ (Gideon Wolthers) 1955年6月3日生	1995年6月 フォード モーター カンパニー インターナショナルオートモーティブ オペレーションズ フォード インディアオペレーションズ バイスプレジデント (財務担当) 1999年1月 同社プロダクトデベロップメント スモールミディアムビークル センターコントローラー 2001年6月 当社常務取締役 2002年6月 当社常務執行役員 2002年12月 当社専務執行役員兼CFO (最高財務責任者) 現在に至る	1. 0株 2. な し

候補者番号	氏名 生年月日	略歴及び他の会社の代表状況	1. 所有する当社の株式の数 2. 当社との特別の利害関係
4	<p style="text-align: center;">*</p> <p style="text-align: center;">スティーブン・ ティー・オデル (Stephen T. Odell)</p> <p style="text-align: center;">1955年2月24日生</p>	<p>1994年10月 フォード モーター カンパニー フォードオートモーティブ オペレーションズ マーケティングアンドセールズ ビークルセンター1 マーケティングプランズ アンドストラテジー マネージャー</p> <p>1997年1月 ジャガー ノースアメリカ マーケティングアンドセールズ バイスプレジデント</p> <p>2000年1月 マツダモーターオブアメリカ,Inc. (マツダノースアメリカン オペレーションズ) マーケティングアンドセールズ バイスプレジデント</p> <p>2000年10月 同社チーフオペレーティング オフィサー</p> <p>2002年1月 マツダモーターヨーロッパGmbH 取締役社長</p> <p>2002年1月 当社顧問</p> <p>2002年6月 当社執行役員</p> <p>2003年5月 当社専務執行役員</p> <p style="text-align: right;">現在に至る</p>	<p>1. 0株</p> <p>2. なし</p>
5	<p style="text-align: center;">*</p> <p style="text-align: center;">まつ ばら つね お 松 原 恒 夫</p> <p style="text-align: center;">昭和15年6月1日生</p>	<p>昭和38年4月 当社入社</p> <p>平成2年2月 当社第3営業本部本部長</p> <p>平成3年6月 当社取締役</p> <p>平成5年6月 当社海外営業本部副本部長</p> <p>平成6年1月 当社海外営業本部長</p> <p>平成8年1月 当社海外販売本部長</p> <p>平成9年6月 当社常務取締役</p> <p>平成14年6月 当社常務執行役員</p> <p style="text-align: right;">現在に至る</p>	<p>1. 24,000株</p> <p>2. なし</p>

(*は新任候補者であります。)

第6号議案 退任取締役へ退職慰労金贈呈の件

本株主総会終結の時をもって任期満了により退任されます取締役 荷堂 啓及び平成14年11月30日付をもって辞任されました取締役 ロバート・エル・シャンクス、平成15年4月30日付をもって辞任されました取締役 デービッド・ジー・トーマスの3氏に対し、それぞれ在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の各氏の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
ロバート・エル・シャンクス	1996年6月 当社取締役 1998年6月 当社常務取締役 2000年6月 当社代表取締役専務取締役 2002年6月 当社代表取締役専務執行役員 兼CFO（最高財務責任者） 2002年11月 当社代表取締役専務執行役員 兼CFO（最高財務責任者） 辞任
デービッド・ジー・トーマス	2000年6月 当社専務取締役 2002年6月 当社取締役専務執行役員 2003年4月 当社取締役専務執行役員 辞任
か とう けい 荷 堂 啓	平成7年6月 当社取締役 平成9年6月 当社常務取締役 平成13年1月 当社専務取締役 平成14年6月 当社取締役専務執行役員 現在に至る

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 広島県安芸郡府中町新地3番1号
当社本店講堂

電話 (082)282-1111(代表)

